

メロデー

市民の皆様には、命と暮らしを守るため「新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策」にご理解とご協力をいただきまして、心から感謝を申し上げます。今回の臨時号では、本市のこれまでの取り組みと、各種支援策（制度）について、お知らせいたします。

（これまでの取り組みについて）

「美唄市消防署消防士の新型コロナウイルス感染」について

去る令和2年3月31日、北海道岩見沢保健所により、美唄市消防署の消防士1人が新型コロナウイルスに感染したことが確認され、同日、管内指定病院に入院しました。翌日、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の報道発表を受けて、市としての記者発表を行いました。

このことに関連して自宅待機を要請した消防士14人については、PCR検査を受けましたが、結果はいずれも陰性でありました。その後は、自宅待機による健康観察を経て、そのうち13人は4月5日に、残る1人についても5月2日から、それぞれ職場に復帰いたしました。

また、感染し入院した消防士1人については、療養経過が良好のため4月17日に退院し、自宅待機による健康観察を経て、5月3日から職場に復帰いたしました。

「新型コロナウイルス感染症に対する本市の対応」について

本年2月25日に「美唄市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置するとともに、4月7日の政府による「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言」を受けて、市の対策本部を同法律に基づく対策本部へと移行いたしました。

市の対策本部では、国の基本的対処方針や道の緊急事態措置などを踏まえて「美唄市新型コロナウイルス感染症対策の対応方針」を策定し、市内の行事や会議の延期・中止の考え方を示すとともに、市の公共施設の休館や利用制限などを実施してまいりました。この対応方針については、適時、その内容を見直し、テレビのデータ放送、市ホームページや市広報紙、町内会を通じたチラシ配布などを通して市民の皆様にお知らせするとともに、4月10日からは市保健センターに相談専用ダイヤル（☎62-3388）を設置し、市民の皆様からの相談に広く対応してきたところです。

各種支援策（制度）については、当面、国や北海道の事業として、1人10万円の「特別定額給付金」をはじめ、事業者に対する「持続化給付金」、「休業協力・感染リスク低減支援金」などの支援を実施します。また、市の独自の事業としては、児童手当および児童扶養手当の受給者に対しての「美唄市子育て支援給付金」をはじめ、休業協力、営業自粛等により影響を受けている事業者への支援として「美唄市休業協力支援金」、「びばい経営支援金」、市内飲食店組合等とびばい商品券運営協議会が自主的に取り組む「プレミアム付飲食券及び感染症対策事業」に対する支援、助成などを実施します。

市民の皆様には、この支援策を実施するため、補正予算により23億7,206万1千円の予算を措置しましたので、各支援策ごとの「問合せ」先（ご相談窓口）を通して、ぜひご活用ください。

先の見通しが難しく厳しい状況が続くことが予想されますが、緊急事態宣言が全国に広がった今、全ての自治体が新型コロナウイルス感染症対策の最前線に立ち、自治体職員の底力が問われています。市としては、市民の皆様と暮らしを守り、地域社会を維持する責任をしっかりと果たしていくため、今後とも職員が一丸となって、市民の皆様とともに、この難局を乗り越えるための取り組みを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

美唄市新型コロナウイルス感染症対策本部 美唄市長 板東知文

1. 給付対象者1人につき 10万円 「特別定額給付金」

令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている方に対して給付します。

世帯主が、同一世帯全員分をまとめて申請します。給付は原則申請者（世帯主）名義の銀行口座への振り込みとなります。

5月15日から申請書類一式を順次発送しています。

郵送された申請書に振込先口座を記入の上、振込先口座の関係書類および本人確認書類のコピーとともに返信用封筒にて返送願います。

申請受付期間は、5月18日(月)から8月17日(月)までです。

マイナンバーカードを所持している世帯主の方は、国のホームページ（マイナポータル）から申請が可能です。

【給付開始日】5月中旬以降、随時給付します。※できるだけ、早い給付に努めます。

問合せ 特別定額給付金推進室 ☎63-0133（直通）

2. 対象児童1人につき 1万円 「子育て世帯への臨時特別給付金」

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者に対して支給します。

※ただし、一定の所得のある特例給付の支給を受ける方（児童1人につき月額一律5千円が支給される方）は対象になりません。

また、対象児童は、令和2年3月31日までに生まれた児童で、令和2年3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。

「支給を受ける場合」は、申請は「不要」です。

※ただし、公務員については、申請が必要となります。各勤務先より申請書等が配布されますので、支給対象者であることの証明を受けた上で、こども未来課（子育て支援センター）へ申請してください。公務員の受付開始は、6月以降を予定しています。

問合せ こども未来課（子育て支援センター）☎62-2131（直通）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援

3. 「美唄市子育て支援給付金」（市の独自支援）

次の①、②それぞれについて、対象児童1人につき1回限り1万円、①②両方の対象児童は1人につき1回限り2万円を支給します。「支給を受ける場合」申請は「不要」です。

① 対象児童1人につき 1万円 「児童手当受給者を対象とした給付金」

令和2年4月分（3月分を含む）または5月分の児童手当の支給を受ける方で、令和2年4月30日時点で市に住民票のある方または令和2年6月分の児童手当の支給を受ける方で、令和2年5月31日時点で市に住民票のある方を対象とします。

※ただし、一定の所得のある特例給付の支給を受ける方（児童1人につき月額一律5千円が支給される方）は対象になりません。

また、対象児童には、令和2年3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。公務員の受給者は対象になりません。

② 対象児童1人につき 1万円 「児童扶養手当受給者を対象とした給付金」

令和2年4月分または5月分の児童扶養手当の支給を受ける方で、令和2年4月30日時点で市に住民票のある方または令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受ける方で、令和2年5月31日時点で市に住民票のある方を対象とします。

※ただし、一定の所得があるため、児童扶養手当が支給停止となる方は対象になりません。

問合せ こども未来課（子育て支援センター）☎62-2131（直通）

4. 市税等における猶予制度

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が感染された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどとして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、税務課にご相談ください。

ケース① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

ケース② ご本人またはご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人または生計を同じにする家族が病気にかかった場合

ケース③ 事業を廃止または休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

ケース④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少などにより、著しい損失を受けた場合

問合せ 税務課 ☎62-3141（直通）

5. 水道料金および下水道使用料の支払猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に水道料金の支払いが困難な方（事業者含む）の支払いを猶予します。

猶予の開始は令和2年3月分から令和3年2月分までとし、猶予期間は最長6カ月です。

問合せ 上下水道課 ☎63-0117（直通）

6. 生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により生活資金を必要とする方や世帯への貸付を行っています。

【貸付条件等】（緊急小口資金）20万円以内で無利子・保証人不要
（総合支援資金）単身世帯月額15万円以内、2人以上世帯月額20万円以内で
無利子・保証人不要（原則3カ月以内）

※その他詳細はお問合せください。

問合せ （社）美唄市社会福祉協議会 ☎62-0770（直通） 受付窓口も問い合わせ先に同じです。

7. 住居確保給付金

2年以内に離職・廃業した方、もしくは新型コロナ感染症拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれが生じる方々に対し、一定の期間において、家賃相当額を支給します。

【支援期間】原則3カ月（最長9カ月まで）

【支援上限】単身世帯：25,000円、2人世帯：30,000円、3～5人世帯：33,000円

【支給方法】家主もしくは所有者に代理納付します。なお、このほか、収入要件・資産要件・求職活動等要件がありますので、詳しくは下記の問い合わせ先まで、ご連絡ください。

問合せ 地域福祉課 ☎62-3149（直通）

8. 事業者への支援策等（市の独自支援）

① 美唄市休業協力支援金（1事業者あたり30万円）

北海道の休業要請に対応し、店舗の休業や営業時間の短縮等を行う法人や個人事業主の方を対象に、北海道が支給する休業協力・感染リスク低減支援金に、1事業者あたり合計30万円（道と合わせて一律30万円）となるように市独自の上乗せを行い、支給いたします。

対 象	北海道 給付金額	美唄市 給付金額	合計 給付金額
・北海道知事が休止を要請する施設を営む法人 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む法人	30万円	—	30万円
・北海道知事が休止を要請する施設を営む個人事業主 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む個人事業主	20万円	+ 10万円	30万円
・酒類の提供がある飲食店で 19 時以降の酒類の提供を取り止めた事業者	10万円	+ 20万円	30万円

【支給要件等】

休業等を令和2年4月25日から開始し、同年5月15日（※5月6日から延長しています）まで継続したこと。

【申請方法】

- ・申請書は北海道のホームページからダウンロード、または市経済観光課で配布しています。
- ・申請書等を令和2年7月31日（金）までに北海道へ郵送してください。市への申請は不要です。

② びばい経営支援金（1事業者あたり30万円）

感染症の影響で、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対し、事業全般に広く使える支援として、国の持続化給付金に該当しない事業者のうち、一定程度減収となった事業者により独自の支援を行います。

【支 援 額】 30万円

【支援対象】 国の「持続化給付金」に該当しない市内の法人・個人事業者で、令和2年1月以降、申請月の前月までの期間のうち、ひと月の売上が前年同月比 20%以上 50%未満減少した月があること。

【申請方法】 申請書は市ホームページからダウンロード、または市経済観光課で配布しています。申請書等は、令和3年1月15日（金）までに市経済観光課へ郵送してください。

③ 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金（運転資金）

感染症の拡大により、企業活動に影響を受けた市内中小企業者等の資金繰りを支援するため、緊急資金を新設するとともに、利子および信用保証料を市が全額補助します。

【融資限度額】 500万円

【貸付利率・融資期間】 1.00%、5年以内（据置1年以内）

【取扱期間】 令和3年3月末まで

【融資対象】 市内で事業を営む中小企業者等

【取扱金融機関】 北洋銀行美唄支店、北海道銀行美唄支店、空知信用金庫美唄支店、空知商工信用組合本店

◎ 新型コロナウイルスに関する事業者相談窓口

市経済観光課、または美唄商工会議所（☎63-4196）にご相談ください。

問合せ 経済観光課 ☎63-0111（直通）

詳しくは、市ホームページ <http://www.city.bibai.hokkaido.jp/jyumin/docs/2020022600024/>

国や北海道の支援制度

【経済産業省】 <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

【厚生労働省】 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

【北海道】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/kyuugyouyousei.html>